

「年末調整」資料準備のお願い

本年も残すところ少なくなり「年末調整」の時期が近づいてきました。
当事務所では12月21日より顧問先企業の「年末調整」の計算を行う予定です。お早めに下記の資料を収集、準備いただきますようお願い致します。

本年の年末調整における大きな改正点はありません

昨年と同様の資料準備をお願い致します。
細かな改正点は担当者よりご説明致します。

○扶養控除等(異動)申告書

令和5年分の提出及び令和4年分の扶養親族の確認(令和4年中の就職者・出生者に御注意ください)
従業員本人及び扶養親族分のマイナンバーをマイナンバーカード又は通知カードにて確認してください。**※昨年、確認済みの方は必要ありません。**

令和5年より国外居住親族に係る扶養控除等について改正されます。特に外国人技能実習生等を雇用している場合には、改正点に影響があるケースが考えられますのでご注意ください。

○基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

年末調整の対象者**全員**が提出する必要がある申告書です

- ・基礎控除申告書・・・自己の収入及び所得について記入
(所得金額が900万円を超える方は要注意)
- ・配偶者控除等申告書・・・配偶者の収入及び所得について記入
- ・所得金額調整控除申告書・・・給与収入が850万円を超える可能性がある方が記入

※参考

給与収入＝給与の総額

所得金額＝給与の総額－給与所得控除額(申告書裏面参照)＋その他の所得

(実際の記入方法等は申告書裏面を御確認下さい)

○保険料控除申告書

- ・一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料 **証明書 必要**
- ・地震保険料 **証明書 必要**
※ 旧長期損害保険料についても、「地震保険料控除証明書」として各保険会社より送付されます。
- ・社会保険料 本人または生計を一にする親族が負担する国民健康保険、国民年金等の社会保険料で本年中に支払ったもの(給与から差し引かれているものは記入不要)
証明書 必要 (国民年金・国民年金基金のみ)
※ 長寿医療制度、国民健康保険等の保険料で親族の年金から天引きされたものは控除の対象外です。
- ・小規模企業共済等掛金 **証明書 必要**

○(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

- 2年目以降の方
- ①税務署から送付されている申告書
 - ②金融機関から送付される年末残高等証明書
- 初年分は、令和5年3月15日迄に確定申告が必要です。

○中途就職者の場合

前勤務先発行の令和4年分の源泉徴収票